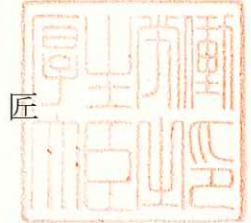


実

厚生労働省発生食 0730 第 1 号
令和元年 7 月 30 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. イソアルファー苦味酸、カプリル酸、カプリン酸、ステアリン酸、パルミチン酸、ベヘニン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及び生石灰に係る成分規格を作成すること
2. アセト酢酸エチルに係る成分規格を改正すること

